

加賀藩江戸本郷邸東御門通行について

－割場留書役新保家文書を中心に－

袖 吉 正 樹

はじめに

加賀藩上屋敷本郷邸は、表御殿と奥御殿を中心に、多くの長屋や藩の役所が配置されていた。江戸藩邸に詰めていた人数について、寛政10年(1798)の書上では、藩主在府時の詰人は2,824人を数える。内訳は、家臣240人・陪臣837人・足軽以下1,747人(内割場附足軽511人・割場附小者523人)で、藩主家族や奥女中らは含まれていないので、その人数は3,000人を超えた⁽¹⁾。これらの人々が藩邸から出入するには、各所に設けられた御門からとなる。各御門には通行人や物品の取締りのために番人が置かれ、御門を始め藩邸の維持・管理に当たったのが作事方や割場などの役所である。

本稿では、加賀藩上屋敷本郷邸の一門である東御門を事例に、御門通行の手順やどのような人物・物品が出入りしたのか、新保家文書により紹介することとする⁽²⁾。

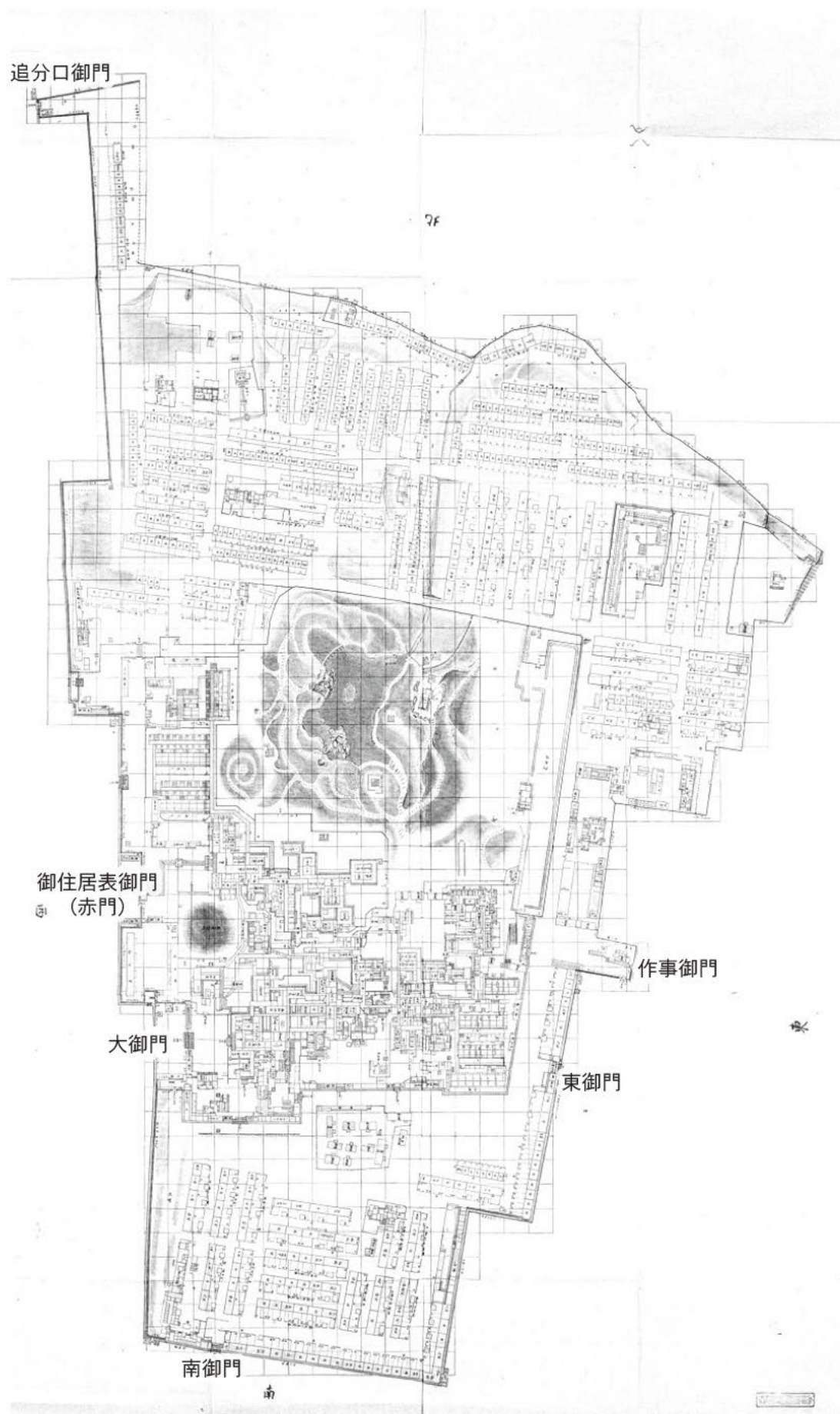
新保家は、代々横山蔵人家の附同心を勤めており、本稿で使用する史料は新保清次郎に関わるものである。新保清次郎は、嘉永2年(1849)父清太夫の代わりとして横山蔵人(政和・知行高1万石)附同心として召し抱えられ、15俵を給された。その後「久々御奉公実体二相勤候由を以、慶応元年九月割場附足軽被仰付」とのことで、慶応元年(1865)に割場附足軽(切米高20俵)を仰せ付けられ、同2年割場掃除裁許加人、同年8月割場留書定役、明治元年(1868)8月割場附足軽小頭代(年中料銭30貫文)、同年割場留書御用物書手伝兼勤を歴任している⁽³⁾。

慶応2年の「割場留書勤方」によれば、割場留書は定数が12人で、その内藩主在府中は4人、留守中は2人が詰めることとなっていた。「御用日記帳」、その他「諸事留帳」や割場役所での御用紙面も取り扱うと共に、各御門の釣提灯や蠟燭、さらには諸番所御用の灯油、他諸番所の損所修復等にも関わっていた⁽⁴⁾。新保清次郎は、慶応2年から割場留書役を勤めており、それらのことから御門管理にも関わり、史料が残されたものと思われる。

1 本郷邸と御門

加賀藩上屋敷本郷邸は、屋敷地全体が屏や長屋で囲われ、さらに内側は屏をめぐらした囲いによって区分された空間から成っている。つまり外囲いと内囲いの二重で囲われ、内囲いの空間には、藩主や重臣らの応接や政務のための表御殿と、藩主とその家族、奥女中らの住居である奥御殿が配置され、外囲いと内囲いの間には、作事方・納戸方・割場など藩役所の他、多くの長屋などが配置されていた。長屋と塀で囲まれた屋敷から出入りするため、各所に御門が設けられ、各御門には番人が置かれた⁽⁵⁾。

貞享4年(1687)の書上によれば、上屋敷には大門・御成門・表門・中川門(別名勝手門)・台所門・裏門・石川門(別名透門)・露地口門・南門・東門(別名下谷門)・作事方門・木戸際門・追分口門の各御門が設けられていたことがわかる⁽⁶⁾。また、諸番所勤番の人数も定められていた。明治2年では、惣門番人5人・表御門5人・東御門3人・富山様表口門脇3人・追分口御門3人・御座所後番所2人・御広式様御門番所2人となっている⁽⁷⁾。そして、それぞれの御門の管理や門番の勤め方(規則)なども定められていた。現在江戸本郷邸の御門の内、確認出来る御門の勤め方は、大門・作事方門・追分口門の各御門である⁽⁸⁾。江戸の割場は、藩邸内の足軽・小者等を管轄し、邸内外の職務に配置する



加賀藩上屋敷本郷邸主要御門図（「江戸御上屋敷絵図」 金沢市立玉川図書館 清水文庫）

ことを役割としたが、割場からそれぞれの御門番人へ勤め方が申し渡されていることから、御門番人などの管理は、割場の管轄となっていたことがわかる。さらに、御門に釣り下げる提灯の数も決められていた。東御門2張・南御門2張・追分口御門4張・作事方御門1張・坂橋口御門2張・大御門続腰懸前1張となっている⁽⁹⁾。

2 御門通行の人々

各御門を通行するには、通行届を提出して通行することになるが、その通行届には届人の氏名と印鑑が押されている。その押印と氏名に間違いがないかを確認するため、自分が使用する印鑑を前もって提出しておかなければならなかったが、それが御門通行印鑑届である。明治2年(1869)3月に41人、4月に30人の合計71人が御門通行のために御門通行印鑑届を提出しているが、それを一覧にしたものが表1である⁽¹⁰⁾。御門通行印鑑届には、氏名と共に役職名も記されているが、それによると、近習が26人(37%)、割場支配御歩並が14人(20%)、御膳奉行及び御膳所御用が6人(8%)、医者4人(6%)などが上位を占め、藩主近くに仕える近習や屋敷の管理全般に亘る割場に関わる役職が多く50人を数え、71%にのぼる。

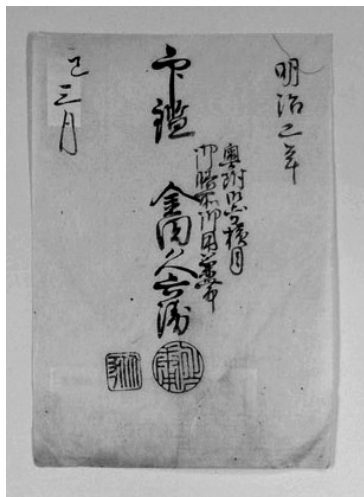
さらに、表2は、明治2年4月と5月に東御門の通行届を提出した者を一覧にしたもので、83件を数える⁽¹¹⁾。御門通行印鑑届と東御門通行届（御門通行印鑑届と東御門通行届の両方を提出した者については、通行届者数から除く）を合計すると125人となる。これらの上位を見ていくと、近習が31人(25%)、割場奉行及び割場支配御歩並が15人(12%)、御膳奉行及び御膳所御用が9人(7%)、合わせて55人で44%となっており、御門通行印鑑届と同様、屋敷の管理あたる割場や藩主に直接関わる近習などの役職が多く見られる。御門通行印鑑届と東御門通行届125人の中で、約半分に当たる61人の由緒帳の確認ができた⁽¹²⁾。それらの履歴や職務内容を確認してみると、61人中34人が共通の御用を勤めていたことがわかった。すなわち、彼らは14代加賀藩主前田慶寧^{よしやす}上洛のため金沢から京都まで御供をし、さらに、前田慶寧に天皇東京行幸の際の供奉後駆が命じられるが、それに伴って京都から東京まで御供をしたのである⁽¹³⁾。

その過程をもう少し詳しく見てみると、明治2年正月18日前田慶寧は上洛のため金沢を発し、正月29日京都岡崎御屋敷に着いている。そして、2月8日に天皇東京行幸の際の供奉後駆が命じられ、3月7日天皇の東幸に供奉して京都を発した。加賀藩関係の御供人数の総数は391人を数え、その内訳は、兵隊250人・御旗持4人・合図役21人・弾薬持夫30人・雨具入目籠持夫20人・籠廻り22人（士分6人・刀差1人・小者7人・駕舁8人）・提灯・雨具持夫16人・重臣・公用人并乗替口附重臣家来共23人などから成っていた。3月28日に一行は無事東京に着き、御供した家臣達は金沢へ帰るまで、藩邸で御用を勤めることとなる（前田慶寧は、明治2年7月15日に東京を発し、7月29日に金沢へ帰っている）。そのため、御供御用に関わった人々の御門通行印鑑届や御門通行届が多く残されていたのである。

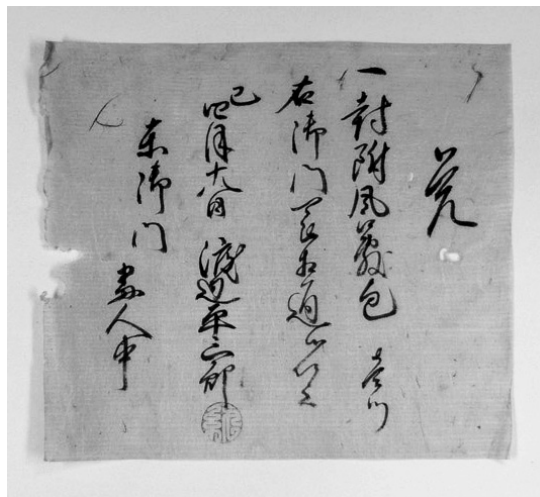
3 御門通行の手続

実際の御門通行状況については、東御門通行届により見ていくことにする。文字通り東御門は、本郷邸の東側に設けられた御門で、一般に「東御門」と呼ばれているが、その他「御上屋敷通用御門」とか「東通用御門」、単に「通用御門」とも呼ばれており、上屋敷の通用門として機能していたようである⁽¹⁴⁾。

具体的な状況を見ていく前に、まず当時の上屋敷の現状を確認しておきたい。明治元年(1868)閏4月17日、江戸本郷春木町から火災が発生し、大風により加賀藩の本郷屋敷にも火が移り、御殿向が残らず焼失し、さらに南小屋群・御作事所・割場・御厩八筋なども焼失する大きな被害を受けた⁽¹⁵⁾。



印鑑届（金沢市立玉川図書館 新保家文書）



封付風呂敷包御門通行届（金沢市立玉川図書館 新保家文書）

【表 1】御門通行印鑑届一覧

No.	氏 名	役 職	備 考
1	青木外喜造	寄合御馬廻	
2	○ 有沢新右衛門	御奥小将小番頭	550石 御近習
3	○ 飯尾喜八郎	御膳奉行加入	80石 御近習
4	○ 池田清三郎	御近習	80俵
5	石川立蔵	割場支配御歩並	
6	今村丈五郎	御膳奉行加入	170石
7	岩上茂左衛門	割場支配御歩並	
8	唄田助太郎	割場支配御歩並	
9	江間三吉	御医者	200石
10	大久保六之丞	御近習番	200石
11	大場栄立	御茶堂役	
12	大場友吉	御歩	
13	小川春作		
14	奥村庄三郎	御付御近習	100石
15	笠間小源太	銃隊物頭御近習御用	
16	柏木虎之助	与力御雇	
17	片山君平	御医者	170石
18	○ 金田久兵衛	奥附御歩横目御膳所御用兼帯	50俵
19	○ 河原繁人	御筒奉行并彈薬奉行兼帯	
20	○ 神田一平	御表小将御番頭御近習御用	250石
21	栗田幸作	御近習頭	250石 御近侍
22	栗山安平	割場支配御歩並	30俵
23	小池六郎	単砲司令役	30俵
24	○ 小嶋仙助	御近習	100石
25	後藤盤穀	御近習	60俵
26	佐々木他見弥	定番御歩	40俵
27	佐藤貞之進	御表小将横目御近習御用	600石
28	佐藤右八郎	割場支配御歩並	25俵
29	沢田栄次郎	割場支配御歩並	200石
30	○ 塩川鉄次郎	御近習	25俵 御近習直衛
31	菅野久兵衛	御近侍並	
32	千羽久之助	割場支配御歩並	
33	大徳和左衛門	双砲司令役	
34	竹内他門	新番	100石
35	竹内友之丞	割場支配御歩並	
36	田中一庵	御医者	

No.	氏 名	役 職	備 考
37	田中善斎	御茶堂役	
38	○ 辻孝蔵	御歩	50俵
39	徳田終吉	御医者	御近習列待医
40	中嶋玄太郎	奥附御歩横目御膳所御用兼帯	50俵
41	中島久泉	御表方坊主小頭	
42	中西萬吉	単砲司令役	
43	中野佐吉郎	割場支配御歩並	30俵
44	○ 中村源左衛門	頭並奥御納戸御用	200石
45	中村惣右衛門	銃隊御馬廻	500石
46	○ 丹羽鵬吉	大筒方御歩頭御近習御用	400石 家従
47	○ 林省三	物頭並改作方御用詰中輻重方并御財用方御用兼帯	150石
48	早見録平	奥附御歩横目御膳所御用兼帯	
49	○ 原余所太郎		
50	深谷五左衛門	御近習	80石
51	○ 堀久平	御表小将奥御納戸奉行兼帯	御近習直衛
52	前川久大夫	割場支配御歩並	
53	○ 前田銀三郎	御近習	300石 御近侍並
54	○ 前田源兵衛	御奥小将横目	
55	前田兵太郎	物頭並御近習御用	家従
56	松本啓介		
57	水上喜八郎	砲隊物頭御近習御用	200石 家従
58	○ 水野八郎	御使番御近習御用	670石
59	水野次郎太夫	御表小将横目御近習御用	
60	森口外鐵男	御近習	100石 近侍並
61	○ 安井脩治郎	御使番御近習御用	600石
62	山崎幸五郎	御使番御近習御用	850石 家従
63	○ 山崎守衛	定番頭並御近習御用	300石
64	山田乙次郎	割場支配御歩並	30俵
65	山田貞次郎	御膳所御歩横目	12俵
66	山田伝大夫	割場支配御歩並	
67	○ 山本兵五郎		
68	横井数之助		御近習直衛
69	吉見弥五郎	割場支配御歩並	
70	渡部庄太郎	割場支配御歩並	
71	渡辺清馬	与力	

- 【註】 1. 「印鑑届」（新保家文書）より作成。印鑑届は、明治 2 年 3 月～ 4 月分。
 2. 「印鑑届」に記載のなかった役職や知行高は、「諸頭系譜」「由緒帳」「御礼之次第」（金沢市立玉川図書館）、『加賀藩組分侍帳』（金沢文化協会）などに依った。
 3. ○印は、通行届を提出している者を、網掛けは前田慶寧に御供した人を示す。

【表2】東御門通行届人一覧

No.	氏 名	備 考
1	有沢沢右衛門	近習御用 300石
2	有沢新右衛門	御奥小將小番頭 近習御用 550石
3	飯尾喜八郎	御膳奉行加人 近習 80石
4	井口伊三郎	針方御細工物 30俵
5	池田清三郎	御近習 御近習直衛 80俵
6	井上栄八郎	御近習番加人 60俵
7	猪山彦藏	算用者 180石
8	岩田忠藏	
9	大橋昇之助	
10	小川鉸吉	
11	沖野勝男	表小將 200石
12	金田久兵衛	奥附御歩横目御膳所御用兼帯 50俵
13	川崎清大夫	
14	河原繁人	御筒奉行并彈薬奉行兼帯
15	神田一平	御表小將御番頭御近習御用 250石
16	神田久五郎	
17	神田詳右衛門	
18	神田辰之助	
19	神田陸太郎	
20	木村弥八郎	御近待内務懸 180石
21	帰山仙之助	
22	神戸加平	作事奉行 250石
23	小島仙助	御近習 100石
24	小堀祐三郎	
25	斎藤良太郎	作事奉行 130石
26	佐野清大夫	御馬医 100石
27	塩川鉄次郎	御近習 御近習直衛 80石
28	篠原佐次右衛門	頭並軍鑑奉行 1000石
29	芝田正藏	
30	曾田吉左衛門	御大小將組 100石
31	高田嘉平	御表小將配膳役加人 400石
32	多賀建物	御表小將配膳役加人 400石
33	鷹巢権太郎	御納戸奉行 200石
34	高橋往来	御近習詰 150石
35	竹下英八郎	会所御土蔵番人 50俵
36	柘植彦之丞	
37	辻孝藏	御歩 50俵
38	辻銓次郎	大筒方御歩 80石
39	寺尾沢太郎	御勝手方 170石
40	永井正六郎	
41	中嶋久泉	御表方坊主小頭
42	中西外語郎	御歩 50俵
43	中村源左衛門	頭並奥御納戸御用 200石
44	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	組頭並近習御用 家令 150石

No.	氏 名	備 考
45	丹羽胤吉	大筒方御歩頭御近習御用 家従 400石
46	長谷川健太郎	筑前守付御大小將 200石
47	服部十兵衛	割場奉行 250石
48	羽野幸次郎	御近習並御財用懸
49	林省三	物頭並改作方御用詰中輻重方并御財用方御用兼帯 御家扶 150石
50	原余所太郎	
51	半田鎮次郎	
52	比良左内	御表小將 280石
53	福田半蔵	
54	藤懸十郎兵衛内堀久左衛門	近習御用 500石
55	藤本鍋三郎	
56	船崎定右衛門	御手木
57	不破半蔵	御表小將 1000石
58	堀久平	御表小將奥御納戸奉行兼帯 御近習直衛
59	堀昇之介	
60	前田鎮三郎	御近習 300石
61	前田源左衛門	作事奉行 150石
62	前田源兵衛	御奥小將横目
63	前田治太郎	
64	前田錢松	
65	増田一万	御算用場御用 100石
66	松原良之助	
67	水野八郎	御使番御近習御用 670石
68	蓑輪知大夫	御大小將 家従 350石
69	村井又兵衛内三宅善右衛門	年寄 16,596石 (村井家 家老役 80石)
70	村井又兵衛内山元式男	年寄 16,596石
71	安井脩治郎	御表小將配膳役加人 600石
72	山崎守衛	定番頭並御近習御用 500石
73	山田久左衛門	
74	山本兵五郎	
75	葭沢政之丞	
76	渡辺平三郎	御馬廻組御用番支配 180石
77	御座敷方	
78	御道中所	
79	御露地方役所	
80	兵器局	
81	割場物書所	
82	諸色屋代幸次郎	
83	大和屋与兵衛	

- 【註】 1. 「御門通行届綴」（新保家文書）より作成。通行届は、明治2年4月～5月分。
 2. 役職や知行高は、「印鑑届」（新保家文書）、「諸頭系譜」「由緒帳」「御礼之次第」（金沢市立玉川図書館）、「加賀藩組分侍帳」（金沢文化協会）などに依った。
 3. 網掛けは、前田慶寧に御供した人を示す。但、村井又兵衛は直接金沢から東京へ行った。

この火災で加賀藩邸の殆どが焼失したといわれているが、しかし、東側にあった表長屋（東御長屋で、下級の同心や足輕が居住していたものと考えられる）は焼失を免れている。今回見ていく東御門通行届（明治2年4月～5月）の提出は、火災から約一年後に当たるが、本郷屋敷全体がどれだけ復興していたかは窺い知れない。その後、焼け残った東御門は東京大学の通用門として、東御長屋は物置として使われている⁽¹⁶⁾。

現在、東御門通行届は、明治2年4月～5月分が残されており、通行届の内容を見てみると、大きく二つに分けることが出来る。一つは人に関わるもの、もう一つは物に関わるものとなる。それらの通行届は、当然御門通行時における規則に従って出されることとなる。先に見たように本郷邸には多くの御門が設けられており、それぞれの御門の管理や門番の勤め方や通行に際しての規則も定められている。現在、大門・作事方門・追分口門の御門勤方が確認できるが⁽¹⁷⁾、本稿で取り上げる東御門に関わる勤め方は残念ながら残されていない。しかし、残された各御門の勤め方を比較してみると、御門通行に際しての基本的な部分については大きな違いは見られない。そこで、嘉永6年(1853)9月割場から御作事方御門番人に対し御門通行に関わる規則を申し渡した「作事方御門格帳」から、実際の東御門通行届に則して人【御門通行人】に関わるもの、物【御門通行荷物】に関わる主なものを抄出し、取りまとめたので参考までに掲載しておく⁽¹⁸⁾。

【御門通行人】

一、雨天之節、往来之人々都而御門下笠為致着間敷候、若致着候ハ為取可相通事

一、御家中之人々馬上ニ而相通申間敷、若下馬不致候ハ、下り立罷通候様可申達被仰出ニ而、致馬上候段申断候共、先達而申渡無之者ハ為下立可相通、強而罷通候者ハ、名前即刻割場江可相断候、馬上被仰付候人々ハ、御歩横目・御横目足輕之内を以馬上被仰付候段、其時々御近習頭等より名前申渡有之候ハ可相通候、火事ニ付馬上に而罷通候人々ハ、御定有之儀ニ候間、番人及貧着申間敷事

一、惣而御出為御用前夜又ハ未明罷出、夜中或ハ翌日罷帰候共、御出御用与相断候ハ不及切手、末々迄片出片入不差支、乍併御戻御刻限より格別遅ク罷帰候ハ、追而切手取方之儀、臨時差図可受、於御出先等煩出、夜ニ入罷帰候人々、頭支配人添印之切手、足輕以下支配人可取切手、差添人ハ不及切手事

一、惣而御出御用之人々御出御延引ニ相成、夜ニ入罷帰候共不及切手候事

一、御出等ニ而往来烈敷節ハ、相渡置候釣提灯割場江相達候上灯可申、若御近火等其外変事等之節ハ不及届灯可申事

一、御馬之儀、夜中往来大扉開可相通事

一、平士以下勤柄之人々夜中公私断方之儀、差添奥附御歩横目・御横目足輕より可承糺候事

一、諸頭諸奉行、其役筋為御用夜中御門往来之節、組支配并役支配共何組ニ而も、同道之砌任断不及切手可相通、右諸頭諸奉行鑑不為持候ハ、惣而切手取可申事

一、為御用御歩横目・御横目足輕夜中往来、御横目ニ限り召連候節ハ不及切手、其余夜中往来之節、御歩横目ハ御横目奥印、御横目足輕ハ同引請切手取可申候、支配用私用之節、御歩横目ハ頭支配人奥印切手、御横目足輕ハ割場奉行ハ切手取可申事

但、奥附御歩横目・同御横目足輕之儀ハ御近習頭奥印等切手、支配用等ハ本文之通ニ候事

一、御歩並以上之人々御門外江罷出候節、上下何人申義断を受相通可申候、且風呂敷包等家来ニ為持罷出候節、主人任断可相通候、笠籠等為持罷出候人々、家来若党を以笠籠之内相改候段断候ハ、不及改可相通事

一、木綿合羽・唐油合羽ニ而も雨天之節ハ、御家中又家来持通候共、不及切手可相通事

- 一、御用之諸色才領足輕断次第可相通候、才領不差添節ハ、手筋之役人切手を以可相通事
- 一、御歩並以上之人々見合印鑑割場ハ可相渡候条、諸色切手等印章見合可相通候、且勤柄ニ寄印鑑不指出人々、其頭支配人引請切手を以可相通候、年寄中・御家老中・若年寄中之分、代印之者印鑑割場より可相渡候条、是又見合可相通候、代印之者御門出之節、風呂敷包等為持罷通候共、都而与力同格ニ相心得、不及切手断次第可相通候事
- 一、御広式女中乗物ニ而往来不指支指添足輕任断可相通候、且御用之節ハ昼夜共往来指添足輕等并召連候御半下等迄、右指添足輕任断不及切手候、指添足輕無之分ハ、尤切手を以可相通候、歩行女中ハ昼夜共往来之節、御広式御用頭并御用達切手を以可相通候、御出御用之分ハ不及切手候、私用之節夜中ハ年寄女中等、且又指添足輕等、都而御広式御用頭・御用達より切手を以可相通候、且年寄女中等ハ又下女迄蔑下宿之節泊切手ニ不及候、他所ハ罷越候女御広式ニ泊リ候義も右同断之事
- 附、御広式女中歩行ニ而致御門外、戻り町駕籠ニ乗罷帰候共、指添足輕任断相通候事
- 一、広式江御出入之女并他所之女、日之内迎之人を請相通罷帰候節、送り人之外二年寄女中切手取可申、夜中ハ御広式御用頭・御用達切手を以可相通事
- 一、御家中又家来主人為用事致御門外、夜ニ入罷帰候節ハ、主人ハ先達而断有之候ハ名前承糺可相通、断無之者ハ御門前ニ為待置、主人方江小遣を以申遣、主人ハ迎を請相通、翌日夜切手取可申候、夜中内ハ罷出候者ハ、忝人立ニ而も主人之切手致持参候ハ可相通候、未明或翌日罷帰候節ハ、頭支配人添印之切手取可申、且又年寄中・御家老中・若年寄中家来右様之節ハ、代印之者夜切手取可申候、未明或翌日罷帰候節ハ、直印之切手割場江取受、其段可申渡候、代印之者主人為用事夜ニ入罷帰候節、相役之者ハ可取切手候、夜中内より出候節も相役之切手致持参候ハ可相通候、但代印忝人役之節ハ、主人直印之切手割場江取請候而、其段可申渡事
- 一、御家中若党小者不相応之衣類致着用罷出候ハ、御門相通申間敷候、且又主人切手無之品致懷中出懸リ候体ニ候ハ、其品取揚割場江可差出、主人ハ割場江断之上承届可相渡候、当人御門相通不申小遣を添主人方江可相返、若見損申節彼是及雑言等、往来之支ニも相成儀有之候ハ、縛置割場江可相断事
- 一、足輕已下為私用御門外江罷出候節、焼印札并印章小札等、兼而其手筋頭奉行等ハ指出置候印鑑ニ見合可相通候事

【御門通行荷物】

- 一、御用之諸色并御家中自分諸色封付候品ハ、二重ニ封付可差出筈ニ候条上封切、其封印与切手印章并御門江指出候印鑑ニ引合可相通候、足輕已下之分、其人々断次第品物相改可相通候事
- 但、一印ニ而難指出品与見請候ハ、相通申間敷候事
- 一、御用私用共、状箱封付之分ハ切手を以可相通候、尤於御門封切申ニ不及候、封付不申分箱之内相改、書状迄ニ候分ハ可相通、洪張等之大封ニ而難見分品ハ、切手を以可相通候、且御広式年寄女中等ハ差出候状箱封付ニ而も不及切手可相通事
- 一、鳥類獸類并草木根付有無共作花立花砂之物花箱心木之類、金銀屏風御簾戸障子之類、石畳鎌鍬鉄物之類、蕨釣瓶縄へつい之類、為御用差出候節、才領無之分ハ諸場諸役所役人切手を以可相通事
- 但、右品々御家中ハ差出候節ハ、御作事所御用之品類ハ同所奉行奥印、金銀屏風御簾ハ会所奉行奥印、御露地方御用之品類ハ三十人頭并御露地才許奥印、惣而御用之品ニ無之与申奥書ニ而割場添印を以可相通、右奉行等自分之品差出候節ハ同勤之奥印、忝人役之者ハ御入ニ而相通可申、三十人頭御露地才許ハ御近習頭・御用人之内奥書、割場添印を以可相通候事
- 一、御家中ハ差出候風呂敷包、都而長サ五尺以上之分、封付ニ而も差出申間敷候、併不叶義ニ而差出候節ハ、

年寄中等入を請可相通候事

一、御家中の差出候刀脇刺鑓薙刀身等、切手を以可相通候、封付ニ而無之候得ハ身相改可申候、足輕以下ハ其人任断、尤身相改可相通事

一、御家中の差出候書物ハ、題号書記候、切手を以可相通候事

一、肴食物類出候儀、不及切手、併認有之其品難見分候ハ、切手を以可相通事

以上、通行に関わる規則を踏まえ、通行届について具体的に見ていくことにする。まず御門通行の際、あらかじめ自分が使用する印鑑を割場に届けておくことになるが、その一例を紹介する。

「 覚

一、印鑑 五枚

右私義今晦日致東着候ニ付、東御門并追分口御門其御場為見合指出之申候、以上

三月晦日

山崎幸五郎（印）

割場

」

「 明治二年

御使番

御近習御用 （印）

印鑑

山崎幸五郎 （印）

両印相用申候 」（¹⁹）

山崎幸五郎は、知行高 850 石で近習御用を勤め、明治 2 年藩主前田慶寧上洛のため京都まで御供をし、さらに、天皇東京行幸に際して京都から東京まで御供をしている。藩主一行は 3 月 28 日に東京に着いているが、山崎幸五郎は 3 月晦日に着いたようで、その日の内に東御門と追分口御門の通行印鑑届 5 枚を提出している⁽²⁰⁾。

人や物を屋敷内に入れるため、逆に屋敷外へ出す時には必ず御門を通行することになるが、その際届印を押印した御門通行届を提出させ、それぞれの御門で内容を確認し、問題がなければ許可し、通行させることとなる。東御門通行届は、明治 2 年 4 月 11 日から 5 月 29 日までの約 2 か月分が残されており、表 3 は、その通行届を日付順に一覧にしたものである。通行届は毎日提出されており、少ない日でも一日 1 件、多い日だと 15 件を数える。約 2 か月間で 291 件（1 件に数件分が含まれているものもあり、延べで 316 件）の通行届が提出され、人や物が頻繁に出入していたことが窺える。通行届の内容は、先に述べたように、人に関わるものと物に関わるものに分けることが出来る。その内訳を見ると、人に関わるものでは、小者・若党・家来などが 22 件（7%）、女・下女などが 68 件（22%）、町人が 19 件（6%）、その他が 10 件（3%）で、合計 120 件（38%）となっている。一方物に関わるものでは、諸荷物類が 60 件（19%）、風呂敷包が 136 件（43%）、合計 196 件（62%）となっている。このように、人の通行よりも荷物の出入りが多くなっており、その中でも風呂敷包が実に全体の半数近くを占めている。

それぞれの項目をさらに詳しく見ていくと、人関係ではまず「自分小者」「若党」など、自分の家来の御門往来に関わるものとなっている。中でも高橋往来（知行高 150 石・近習詰）の家来である中越三助と多河初三郎の通行届が多く、ほぼ毎日のように出されている。高橋往来は、明治元年上京御供の際、道中奉行を仰せ付けられ、さらに明治 2 年正月の上京にも御供し、3 月の天皇東京行幸に際しても東京まで御供をしている。「同（明治二年三月）晦日東着仕、詰中御客方御用并御道中方御用茂相勤罷在候」と、3 月晦日に東京に着いて以降客方御用や道中方御用も勤めており⁽²¹⁾、御用の一環とし

【表3】東御門通行届一覧（その1）

年月	氏名	通行届内容
4月11日	村井又兵衛内三宅善右衛門	筒御門通行届
4月11日	竹下英八郎	伊藤金左衛門手代御門通行届
4月11日	川崎清大夫	大秤・薬鐘御門通行届
4月11日	沖野勝男	封付風呂敷包御門通行届
4月11日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	箱風呂敷包・長刀身・掛物御門通行届
4月11日	神戸加平	屏風御門通行届
4月12日	山田久左衛門	泫紙包御門通行届
4月12日	菱輪知大夫	封付風呂敷包御門通行届
4月12日	山本兵五郎	風呂敷包御門通行届
4月13日	水野八郎	封付風呂敷包御門通行届
4月13日	村井又兵衛内三宅善右衛門	荷挟箱御門通行届
4月13日	塩川鉄次郎	封付風呂敷包御門通行届
4月13日	前田銀三郎	封付風呂敷包御門通行届
4月14日	小島仙助	封付風呂敷包御門通行届
4月14日	村井又兵衛内山元式男	封付風呂敷包御門通行届
4月14日	猪山彦藏	封付風呂敷包御門通行届
4月14日	川崎清大夫	金治鉄・御三絨御門通行届
4月14日	割場御口役	木地箱御門通行届
4月14日	山本兵五郎	風呂敷包御門通行届
4月14日	松原良之助	封付柳笛御門通行届
4月15日	村井又兵衛内三宅善右衛門	封付風呂敷包御門通行届
4月16日	山本兵五郎	風呂敷包御門通行届
4月17日	川崎清大夫	押切御門通行届
4月17日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届
4月17日	有沢沢右衛門	封付風呂敷包御門通行届
4月17日	中嶋久泉	屏風御門通行届
4月18日	永井正六郎	風呂敷包御門通行届
4月18日	渡辺平三郎	封付風呂敷包御門通行届
4月18日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
4月18日	岩田忠藏	風呂敷包御門通行届
4月19日	川崎清大夫	封付風呂敷包御門通行届
4月19日	有沢新右衛門	封付風呂敷包御門通行届
4月19日	小堀祐三郎	風呂敷包御門通行届
4月19日	前田源兵衛	封付風呂敷包御門通行届
4月20日	水野八郎	封附風呂敷包御門通行届
4月20日	辻鈴次郎	拵附刀御門通行届
4月20日	前田源左衛門	封付風呂敷包御門通行届
4月21日	兵器局留書所	甲州笠御門通行届
4月21日	羽野幸次郎	米入袋御門通行届
4月22日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届
4月22日	辻鈴次郎	唐油紙包御門通行届
4月23日	辻孝藏	自分小者御門通行届
5月1日	川崎清大夫	琉球呉座御門通行届
5月1日	御道中所	伊賀屋七藏下人式人御門通行届
5月1日	御道中所	伊賀屋七藏下人老人御門通行届
5月1日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月1日	高田嘉平	封付風呂敷包御門通行届
5月1日	福田半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月2日	木村弥八郎	女御門通行届
5月2日	木村弥八郎	女中御門通行届
5月2日	篠原佐次右衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月2日	木村弥八郎	女御門通行届
5月2日	木村弥八郎	歩女中御門通行届
5月2日	前田治太郎	封付箱御門通行届
5月2日	斎藤良太郎	歩女中御門通行届

年月	氏名	通行届内容
5月2日	村井又兵衛内山元式男	封付風呂敷包御門通行届
5月2日	村井又兵衛内山元式男	美濃屋九左衛門御門通行届
5月2日	小川鋭吉	風呂敷包御門通行届
5月3日	木村弥八郎	比丘尼御門通行届
5月3日	藤懸十郎兵衛	封付風呂敷包御門通行届
5月3日	川崎清大夫	封附風呂敷包御門通行届
5月3日	斎藤良太郎	比丘尼御門通行届
5月3日	村井又兵衛内山元式男	草履御門通行届
5月3日	兵器局留書所	天竺屋理兵衛御門通行届
5月3日	御道中方留書	伊勢客屋七藏御門通行届
5月4日	北良左内	風呂敷包御門通行届
5月4日	寺尾沢太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月4日	木村弥八郎	歩女中・下女御門通行届
5月4日	兵器局留書所	天竺屋理兵衛御門通行届
5月4日	寺尾沢太郎	蚊張御門通行届
5月4日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月4日	村井又兵衛内山元式男	封付風呂敷包御門通行届
5月4日	木村弥八郎	女御門通行届
5月4日	福田半藏	風呂敷包御門通行届
5月4日	福田半藏	使御門通行届
5月4日	不破半藏	封付葛籠御門通行届
5月5日	高橋往来	封付風呂敷包御門通行届
5月5日	堀久平	封付風呂敷包御門通行届
5月5日	高橋往来	封付風呂敷包御門通行届
5月5日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月5日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月5日	斎藤良太郎	歩女中御門通行届
5月5日	木村弥八郎	女御門通行届
5月5日	福田半藏	封付風呂敷包御門通行届
5月5日	神田詳右衛門	老人御門通行届
5月5日	多賀建物	封附風呂敷包御門通行届
5月6日	斎藤良太郎	比丘尼御門通行届
5月6日	斎藤良太郎	女中御門通行届
5月6日	斎藤良太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月6日	高橋往来	家来多河初太郎御門通行届
5月6日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届及届印
5月6日	中西外語郎	御紋附御提灯御門通行届
5月6日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月6日	神田辰之助	吉野屋久次郎御門通行届
5月6日	池田清三郎	風呂敷包御門通行届
5月6日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月6日	福田半藏	封付包御門通行届
5月6日	福田半藏	包御門通行届
5月7日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届
5月7日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月7日	川崎清大夫	紅糸房付立閤御門通行届
5月7日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月7日	猪山彦藏	封付風呂敷包御門通行届
5月7日	木村弥八郎	比丘尼御門通行届
5月7日	木村弥八郎	歩女中御門通行届
5月7日	飯尾喜八郎	封附風呂敷包御門通行届
5月7日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月8日	山崎守衛	封付風呂敷包御門通行届
5月8日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	刀身鞘御門通行届
5月8日	川崎清大夫	封付風呂敷包御門通行届

【表 3】東御門通行届一覧（その 2）

年月	氏 名	通 行 届 内 容
5月8日	増田一万	封付風呂敷包御門通行届
5月8日	斎藤良太郎	風呂敷包御門通行届
5月8日	斎藤良太郎	風呂敷包御門通行届
5月8日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月8日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月8日	木村弥八郎	歩女中御門通行届
5月8日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月9日	神田久五郎	封付風呂敷包御門通行届
5月9日	前田銭松	封付風呂敷包御門通行届
5月9日	斎藤良太郎	女・下女御門通行届
5月9日	兵器局留書所	横浜表ヨリ之使御門通行届
5月9日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月9日	川崎清大夫	御泥障御門通行届
5月9日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月9日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月9日	不破半蔵	封付風呂敷包御門通行届
5月10日	兵器局留書所	天竺屋理兵衛下人御門通行届
5月10日	御露地方役所	駕籠御門通行届
5月10日	木村弥八郎	女御門通行届
5月10日	福田半蔵	包御門通行届
5月10日	福田半蔵	風呂敷包外式人御門通行届
5月11日	斎藤良太郎	比丘尼御門通行届
5月11日	高田嘉平	西村宗七御門通行届
5月11日	猪山彦蔵	猪山左門家来林小三郎御門通行届
5月11日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月11日	木村弥八郎	女御門通行届
5月11日	福田半蔵	封付状箱御門通行届
5月11日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月12日	曾田吉左衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月12日	鷹巢権太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月12日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月12日	寺尾沢太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月12日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月12日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月12日	高橋往来	家来多河初太郎御門通行届
5月12日	斎藤良太郎	女・下女御門通行届
5月12日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月12日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月13日	中村源左衛門	袋入短刀御門通行届
5月13日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月13日	木村弥八郎	女・下女御門通行届
5月13日	曾田吉左衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月13日	山本兵五郎	紙包御門通行届
5月13日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月13日	川崎清大夫	村山御召三絨・熊毛添泥障御門通行届
5月13日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月14日	長谷川健太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月14日	林省三	刀御門通行届
5月14日	神田久五郎	封附風呂敷包御門通行届
5月14日	村井又兵衛内三宅善右衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月14日	兵器局留書所	天竺屋理兵衛御門通行届
5月14日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月14日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月14日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	五拾巻入本箱御門通行届
5月14日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届

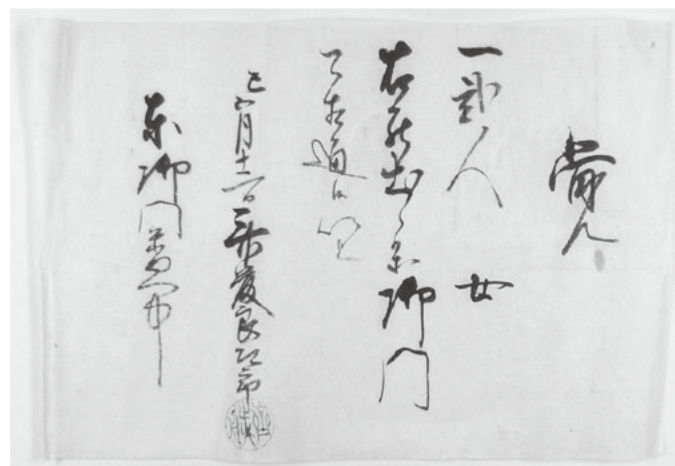
年月	氏 名	通 行 届 内 容
5月15日	高橋往来	若党御門通行届
5月15日	兵器局書吏	西洋馬具御門通行届
5月15日	前田治太郎	木地箱御門通行届
5月15日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月15日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月15日	福田半蔵	封付風呂敷包并女男御門通行届
5月15日	福田半蔵	封付風呂敷包御門通行届
5月15日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月15日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月16日	兵器局書吏	伊勢喜屋七蔵御門通行届
5月16日	斎藤良太郎	乗物女中・歩女中御門通行届
5月16日	沖野勝男	封付風呂敷包御門通行届
5月16日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月16日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月16日	高橋往来	若党御門通行届
5月16日	木村弥八郎	女御門通行届
5月16日	渡沢政之丞	薪御門通行届
5月16日	福田半蔵	封付風呂敷包御門通行届
5月17日	埴山仙之助	封付風呂敷包御門通行届
5月17日	神田一平	封付風呂敷包御門通行届
5月17日	斎藤良太郎	男御門通行届
5月17日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月17日	永井正六郎	風呂敷包御門通行届
5月17日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月17日	兵器局書吏	天竺屋理兵衛下人御門通行届
5月17日	割場物書所	懸物御門通行届
5月17日	福田半蔵	封付風呂敷包御門通行届
5月17日	福田半蔵	封付風呂敷包御門通行届
5月18日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月18日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月18日	曾田吉左衛門	折御門通行届
5月18日	金田久兵衛	封附風呂敷包御門通行届
5月18日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月18日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月18日	寺尾沢太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月18日	服部十兵衛	風呂敷包御門通行届
5月18日	川崎清大夫	封附風呂敷包御門通行届
5月18日	高橋往来	家来多河初太郎御門通行届
5月18日	服部十兵衛	自分袴御門通行届
5月18日	井口伊三郎	浅倉屋久兵衛手第御門通行届
5月18日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月18日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月18日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月19日	木村弥八郎	女御門通行届
5月19日	斎藤良太郎	下女御門通行届
5月19日	斎藤良太郎	女中御門通行届
5月19日	曾田吉左衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月19日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月19日	神田陸太郎	忝人御門通行届
5月19日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月19日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月20日	服部十兵衛	越後屋長吉下人御門通行届
5月20日	神田久五郎	封附風呂敷包御門通行届
5月20日	佐野清大夫	風呂敷包御門通行届
5月20日	斎藤良太郎	女御門通行届

【表3】東御門通行届一覧（その3）

年月	氏名	通行届内容
5月20日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月21日	埴山仙之助	封付風呂敷包御門通行届
5月21日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月21日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月21日	原余所太郎	足駄御門通行届
5月21日	堀昇之介	老人御門通行届
5月21日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月22日	斎藤良太郎	歩女中・下女御門通行届
5月22日	木村弥八郎	女御門通行届
5月22日	木村弥八郎	比丘尼御門通行届
5月22日	兵器局書吏	天竺屋利兵衛下人御門通行届
5月22日	木村弥八郎	女中・下女御門通行届
5月22日	木村弥八郎	女・下女御門通行届
5月22日	神田一平	封付風呂敷包・刀御門通行届
5月23日	兵器局書吏	天竺屋利兵衛御門通行届
5月23日	安井脩治郎	中村屋熊吉御門通行届
5月23日	林省三	封付風呂敷包御門通行届
5月23日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月23日	飯尾喜八郎	風呂敷包御門通行届
5月23日	大橋昇之助	封付風呂敷包御門通行届
5月23日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月23日	川崎清大夫	切皮御門通行届
5月24日	芝田正蔵	老人御門通行届
5月24日	高橋往来	封付風呂敷包御門通行届
5月24日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月24日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月24日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月24日	木村弥八郎	女御門通行届
5月24日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月25日	高橋往来	家来多河初三郎御門通行届
5月25日	木村弥八郎	女御門通行届
5月25日	半田鎮次郎	封附風呂敷包御門通行届
5月25日	大和屋与兵衛	越中屋文吉売子市左衛門御門通行届
5月25日	斎藤良太郎	女御門通行届
5月26日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月26日	福多半蔵	風呂敷包御門通行届

年月	氏名	通行届内容
5月26日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月26日	曾田吉左衛門	いせや利八御門通行届
5月26日	福田半蔵	包御門通行届
5月26日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月27日	河原繁人	封付風呂敷包御門通行届及届印
5月27日	諸色屋代幸次郎	弁当箱御門通行届
5月27日	御露地方役所	御長柄傘・御手傘御門通行届
5月27日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月27日	木村弥八郎	女御門通行届
5月27日	御座敷方	御手桶御門通行届
5月27日	柘植彦之丞	封附風呂敷包御門通行届
5月27日	神田一平	封付風呂敷包御門通行届及届印
5月28日	高橋往来	家来多河初太郎御門通行届
5月28日	木村弥八郎	女中・下女御門通行届
5月28日	長谷川健太郎	封付風呂敷包御門通行届
5月28日	服部十兵衛	ゆかた等御門通行届
5月28日	井上栄八郎	封付風呂敷包御門通行届
5月28日	斎藤良太郎	風呂敷包御門通行届
5月28日	木村弥八郎	下女御門通行届
5月28日	木村弥八郎	風呂敷包御門通行届
5月28日	村井又兵衛内三宅善右衛門	封付風呂敷包御門通行届
5月28日	埴山仙之助	封付風呂敷包御門通行届
5月28日	兵器局書吏	双眼鏡・小太鼓替皮御門通行届
5月28日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月28日	藤本鍋三郎	雨掛御門通行届
5月29日	藤懸十郎兵衛内堀久左衛門	菓子箱・中折半切・いなた・盆御門通行届
5月29日	御手木船崎定右衛門	老人御門通行届
5月29日	丹羽篤吉	封付風呂敷包御門通行届
5月29日	高橋往来	家来中越三助御門通行届
5月29日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月29日	丹羽次郎兵衛内建部惣之丞	風呂敷包御門通行届
5月29日	福田半蔵	風呂敷包御門通行届
5月29日	小川鋭吉	風呂敷包御門通行届
5月	斎藤良太郎	女御門通行届
5月	福田半蔵	風呂敷包御門通行届

〔註〕「御門通行届綴」（新保家文書）より作成。



女御門通行届（金沢市立玉川図書館 新保家文書）

て家来である中越三助と多河初三郎の御門出入りが多かったように思われる。

次に「女」「女中」「下女」「比丘尼」など女性の往来届が68件となっているが、届出者は木村弥八郎と齊藤良太郎の二人で、これもほぼ毎日通行届を提出し、多い日は一日4通にもなっている。そこで、木村弥八郎と齊藤良太郎の経歴を確認すると、木村弥八郎（知行高180石）は、慶応4年8月18日二之御丸広式御用達を仰せ付けられ、明治元年4月15日御広式女中が東京へ罷り越す際締方御用を勤め、同7月18日女中が金沢へ罷り帰る時も同様締方御用を勤めている。更に同年10月14日内務局副務を申し付けられている（明治3年6月御近侍）。一方齊藤良太郎（知行高130石）も慶応3年正月23日二之御丸御広式御用達を仰せ付けられ、明治2年10月14日内務局副務を、さらに二之御丸御広式御用専務を勤めている（明治3年6月御近侍並）⁽²²⁾。このように二人に共通する役職として、二之御丸広式御用達を勤めていることがわかる。

そこで、御門通行の規則によると、

「一、御広式女中為御用往来乗物、指添候足輕断次第昼夜共不及切手可相通候、且歩女中之分者、御広式頭御用達之内切手を以可相通候、将又年寄女中為御用片出片入之儀、御広式頭御用達之内の足輕を以申越候ハ、可相通候、右年寄女中若同道之女中有之節、召連候段相断候者、是又片出片入不指支候、尤不及切手候事

但、乗物女中足輕不差添分ハ、御広式頭御用達之内切手を以可相通候事」

とあるように⁽²³⁾、作事御門も追分口御門も同様の規則であることが確認できる。歩女中の通行には御広式御用達の切手を以て通行することとなっており、御用の一環として二人は同時期に届書を出していたことが窺える。

東御門通行届の中に、年寄（八家）の一人である村井又兵衛（^{ながあきら}長在）の家来の名が見える。村井又兵衛も明治2年正月前田慶寧上洛の際、御供を仰せ付けられたが、病気のため御容赦となり、回復次第出京することとなっていた。ところが、3月前田慶寧に天皇東京行幸の際の供奉が命じられると、又兵衛にも御供が仰せ付けられた。御用は病氣快方次第出立とのことで、病氣が回復した3月4日金沢から直に東京へ向け出発し、17日に到着している。そして4月朔日には、正三位様（前田^{なりやす}齊泰）・正四位様（前田慶寧）の名代として参内をしている⁽²⁴⁾。

町人の御門出入りも19件確認出来る。伊賀屋七蔵や伊勢喜屋七蔵は御道中所の御用として、天竺屋理兵衛は兵器局留書所の御用としてそれぞれ通行しており、町人の屋敷出入りは藩の役所との関わりが深かった。

荷物では、「屏風」「琉球呉座」「草履」「蚊帳」「足駄」など、諸士が使用する色々な物が出入りしている。中には「双眼鏡・小太鼓替皮」「西洋馬具」など兵器局で、「木地箱」「懸物」など割場物書所と、藩役所で使う物も通行届が出されている。変わったところでは、諸色屋代幸次郎の「弁当箱」、中西外語郎の「御紋附御提灯」が届け出されている。特に、中西外語郎（知行高50俵）は、「明治元年十月十五日当分御提灯才許被仰付、同二年御上京為御供罷越候処、同三月御供奉陸行御供被仰渡」と、明治元年に御提灯才許を仰せ付けられている⁽²⁵⁾。

通行届には、

「覚

一、九拾壺張御紋附御提灯

右為御修復指出候間、御門可被相通候、以上

巳五月六日

中西外語郎（印）

東御門番人中

」

とあるように⁽²⁶⁾、提灯修復の御用として、御紋附提灯 91 張を屋敷より持ち出していることがわかる。

荷物の中で圧倒的に多いのが「風呂敷包」「封付風呂敷包」であり、実に全体の半数近くにのぼっている。風呂敷包の具体的な中身は確認出来ないが、風呂敷の中に脇差などの刀剣類が含まれている場合はその旨が付記されている。「風呂敷包」の提出者を見てみると、福田半蔵が頭出して提出しており、ほぼ毎日となっている。これも個人的というよりは、むしろ御用の一環であると思われる。残念ながら福田半蔵の経歴については不明なため、具体的な御用内容は分からない。

最後に、御門の管理に関わる部分について、前掲「作事方御門格帳」より抄出し掲載したので、簡単にその内容を確認しておきたい。

【御門管理】

- 一、朝六ツ時御門開、暮六ツ時致御縮、但朝暮往来之人体不相分内ハ大扉不開、小扉より為致往来、暮六ツ時より明け六ツ時迄小扉の往来之事
- 一、御門ニ張状有之節、添番御横目足輕立会取揚置、割場并御横目所指図之通可相心得事
- 一、訴訟人有之節、割場并御横目所差図之通可相心得事
- 一、御門方之儀、先々を尋越候ハ定之通申答可遣、於先々致会得兼、自然彼是与申越候ハ、割場江相尋候之様申答、番人共先々江及懸合申間敷事
- 一、御家中并他所御家中之人々懸合申義有之、若難聞捨雜言等申間候族有之節ハ、人柄ニ不拘御門番所ニ差留置候而、其首尾を割場江可及断、暨狼藉等ニ而不得止事趣も有之節ハ捌置候而、是又割場江可相断事
- 一、諸方を取置候昼夜切手、月々十日分宛惣数相しらへ、割場江可差出候、諸色切手之儀ハ不及指出候、但切手文段之儀ハ定之通ニ候事
- 一、御門勤方之儀、不依何事不時急々之儀有之差支候節、御横目の申渡有之候ハ、割場之指図を不待、都而無泥御横目の申渡之通可相心得、其段追而割場江可申間

とあり⁽²⁷⁾、各御門の開門は朝六時（午前 6 時）で、閉門は暮六時（午後 6 時）となっている。また、御門通行に際し御尋ねがあれば、定（決まり）の通り答え、それでも納得のいかなかった場合は、割場まで尋ねるように対応し、その場では懸合にならないようにすること。「諸方を取置昼夜切手、毎月十日限ニ惣通数相しらへ割場江可差出候」と、諸方より昼夜に受け取った通行切手は、毎月 10 日メで総数を調理し、割場へ差し出す事なども決められていた⁽²⁸⁾。

おわりに

以上、割場留書役を勤めた新保家文書を中心として、江戸本郷屋敷東御門通行届を事例に、実際の御門出入りの状況について見てきた。一方金沢城は、加賀藩前田家の居城として、本丸・二ノ丸・三ノ丸・薪丸などの曲輪が配置され、城内からの出入りのため多くの御門が設置されている。中でも石川門・橋爪門・河北門は、金沢城内にとって主要な御門であり、三御門と呼ばれるほど格式の高いものであった。特に橋爪門は二ノ丸の正門に当たり、御殿に出入りする人を厳重にチエツクした重要な御門であった。江戸藩邸同様、各御門の管理や門番の勤め方なども定められ、各御門には番人が置かれ、通行人や物品の取締りに当たっていた。残念ながら金沢城における御門の通行届が残されていないので、誰が、いつ、どのような物が通行・往来したかなど、具体的な点は不明である。

しかし、金沢城の御門番人の勤め方（規則）については、何点か確認することができる⁽²⁹⁾。江戸藩邸（江

戸)と金沢城(国元)の御門通行の手順や方法などを比較することにより、屋敷(城)への出入り(通行)の違いについて明らかにしていくことが今後の課題となろう。さらに、長屋や塀で囲まれたいわゆる閉ざされた空間でもある江戸藩邸にも各所に御門が設けられ、それぞれの御門の勤め方も定められている。残された各御門の通行に際しての規則は、基本的な部分は同じであるが、違いも見られ、それらの違いを詳細に比較検討することによって、各御門がどのような性格や機能を持った御門であったのかが明らかになるものと思われ、今後の課題としたい。

〔註〕

- (1) 「寛政十年詰人高しらへ帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館 加越能文庫)。以下加越能文庫と表示。
- (2) 新保家は、代々横山蔵人家(知行高1万石)の附同心として仕え、15俵を給されていた。5代目清次郎が割場附足輕を仰せ付けられた関係で、文書は割場関係が中心となっている。現在、新保家文書は、金沢市立玉川図書館近世史料館郷土史料「新保家文書」として整理され、公開されており、その件数は797点を数える。
- (3) 「由緒一類附」(明治3年)(新保家文書)。
- (4) 「勤方并調筆書上」所収「留書勤方」(慶応2年)(新保家文書)。
- (5) 「江戸御上屋敷絵図」(金沢市立玉川図書館近世史料館 清水文庫)。
- (6) 「続漸得雑記」(第6巻)所収「江戸御上屋敷御門名目」(貞享4年)(加越能文庫)。
- (7) 「御門方留帳」(明治2年)(加越能文庫)。
- (8) 前掲7「御門方留帳」、「追分口御門勤方帳」(嘉永6年)、「江戸邸御門勤方」所収「大御門勤方」(弘化4年)・「御作事方御門格帳」(嘉永6年)、「江戸御作事御門御定書」(文化4年)(加越能文庫)。
- (9) 「割場御定御条目」(天保10年)(加越能文庫)。
- (10) 「印鑑届」(新保家文書)。
- (11) 「御門通行届綴」(新保家文書)。
- (12) 「先祖由緒并一類附帳」(加越能文庫)。
- (13) 『加賀藩史料 幕末編下巻』明治元年正月18日条「御用方手留」他、同2月8日条「御用方手留」、同3月7日条「從三位慶寧履歴」他、同3月28日条「諸事留牒」、同7月15日条「恭敏公記史料」、同7月29日条「御用方手留」。
- (14) 前掲11。
- (15) 『加賀藩史料 幕末編下巻』明治元年閏4月17日条「御家録方日記」。
- (16) 『加賀殿再訪』(西秋良宏編 東京大学総合研究博物館発行 2000年)。
- (17) 前掲8。
- (18) 前掲8中「御作事方御門格帳」(嘉永6年)。
- (19) 前掲10。
- (20) 前掲12中「山崎幸五郎」(明治3年)。
- (21) 前掲12中「高橋往来」(明治3年)。
- (22) 前掲12中「木村弥八郎」「斎藤良太郎」(明治3年)。
- (23) 前掲8「追分口御門勤方帳」(嘉永6年)。
- (24) 前掲12中「村井恒」(明治3年)。
- (25) 前掲12中「中西外語郎」(明治3年)。
- (26) 前掲11。
- (27) 前掲18。
- (28) 前掲8中「江戸御作事御門御定書」(文化4年)。
- (29) 「諸場御定書等」(文化8年)、「三御門勤方録」、「御門方帳」、「橋爪御門手帳」、「三之御丸御番方壺巻」、「御門番近例鈔」、「三ノ御丸御番方手帳」(享保3年)(加越能文庫)など。『加賀藩御定書 前編』(金沢文化協会発行 昭和11年)。